

個人情報適正管理規程

株式会社アクト関西

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、人材紹介事業部の職員とする。
個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。
- 2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、
個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。

また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は、職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を、遅滞なく行うものとする。

さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があったときは当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は、求職者等への周知に努めることとする。

- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

以上